

## 基本的な考え方

建築物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、当該施設へ確実にたどりつけるように、全ての人に分かりやすい文字・記号などで案内することが重要です。

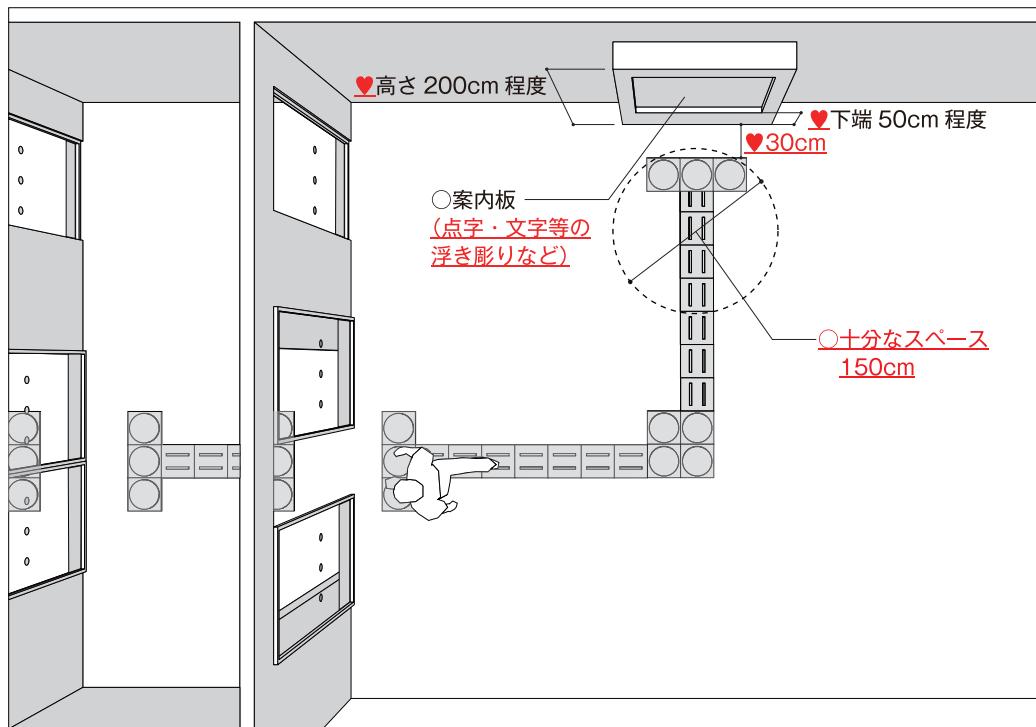
案内設備の設置については、見やすい高さとするほか、通行の妨げとなるないよう配慮する必要があります。また、合わせて照明や採光の計画にも配慮をする必要があります。

## 参考 (意見公募対象外)

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	同左	14-2
ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	同左	14-2
ア 点字 イ 文字等の浮き彫り ウ 音による案内 エ その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	同左	

(参考：関連条文) 政令第20条、規則別表第5 (14の項)

## 図14-1 案内設備の設置例



## 案内板の配置

整備基準 14-(1)-イ、ウ、オ

- 案内板の前面には、車いす使用者の回転に支障がないように水平な空間を設けることが必要である。(直径150cm以上の円)
- 通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮し、視覚障害者の通行の支障とならないように設置することが望ましい。
- 案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50~200cm程度の範囲とすることが望ましい。この基準は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。

## 案内板の照明

整備基準 14-(1)-エ

- 照明装置を設ける場合は、夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設けること。この際、反射による判読性の低下に注意する。

## 案内設備

整備基準 14-(1)、(2)、(3)

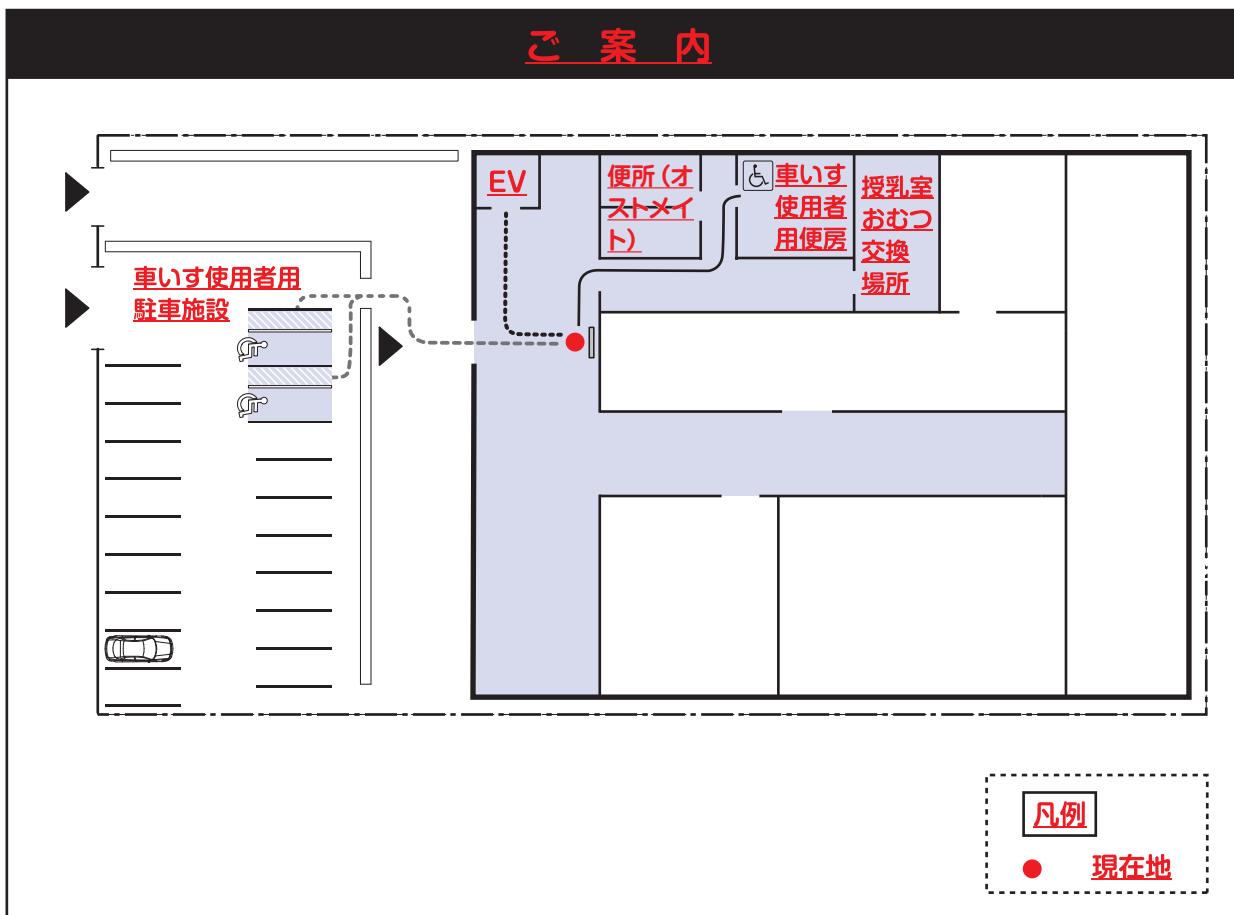
- 移動等円滑化措置のとられたエレベーターや便所、駐車施設の配置の位置を表示した案内板(点字付き等)、インターホンのような音声による誘導案内設備又は案内所(フロント)を設けること。
- インターホン(「ご用の方はこのボタンを押してください」という旨の文字及び点字表記付き)を設置し、当該施設の人と連絡をとることができる場合は、当該インターホンを案内設備と扱う。
- インターホンの正面に車いす使用者が近づけるようにすること。
- インターホンを案内設備とする場合、聴覚障害者に配慮し、モニター付きインターホンとすることが望ましい。

## 車いす使用者の声

案内図には、車いす使用者が利用可能なルート(移動等円滑化経路)が示されていると移動しやすいです。



## 図14-2 案内板の記載例



※図上の文字には点字を併記し、線は浮き彫りとする。

## 案内板の表記

## 整備基準 14-(1)

- 文字の書体は太ゴシック系等、大きくてわかりやすいものとすること。
- ♥** 記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にもわかりやすいデザインとすることが望ましい。
- ♥** 漢字表記については、必要に応じひらがなを併記することが望ましい。
- ♥** 案内板には、車いす使用者用客席等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備についても、表示を行うことが望ましい。
- ・ 視覚障害者への誘導対応を点字、文字等の浮き彫りで対応する場合、図上の文字には点字を併記し、線は浮き彫りで表現すること。
- ♥** 必要に応じて現在地からEV、車いす使用者用便所、車いす使用者用駐車施設までの経路を示す線を浮き彫りで記載することが望ましい。